

令和8年度第1回四街道市地域公共交通会議 次第

日 時：令和8年7月23日(木)

午後2時から

場 所：四街道市役所

本館3号棟3階301会議室

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 開会
4. 会長選出
5. 会長あいさつ
6. 副会長指名
7. 副会長あいさつ
8. 会議の公開・非公開について
9. 議題
 - (1)バス検討部会の設置について
 - (2)四街道市地域公共交通計画の事業評価について
 - (3)四街道駅前ロータリーの安全対策について
10. 閉会

四街道市地域公共交通会議 バス検討部会の設置について

目次

1. 市内循環バス「ヨッピー」の現状と課題
2. バス検討部会の設置について
3. 構成員（案）について
4. 今後の予定について

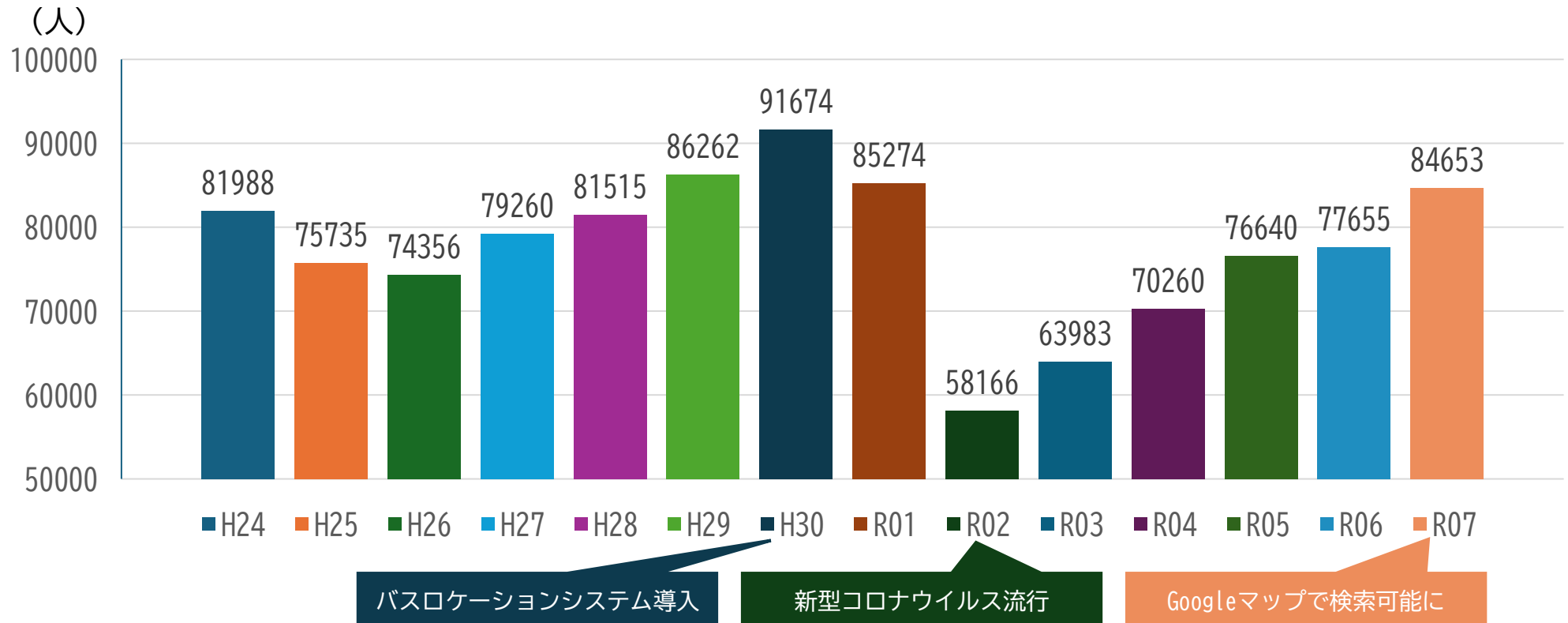


1. 市内循環バス「ヨッピー」の現状と課題



①年間利用者数の推移

年間利用者数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したが、その後は増加傾向で推移している。

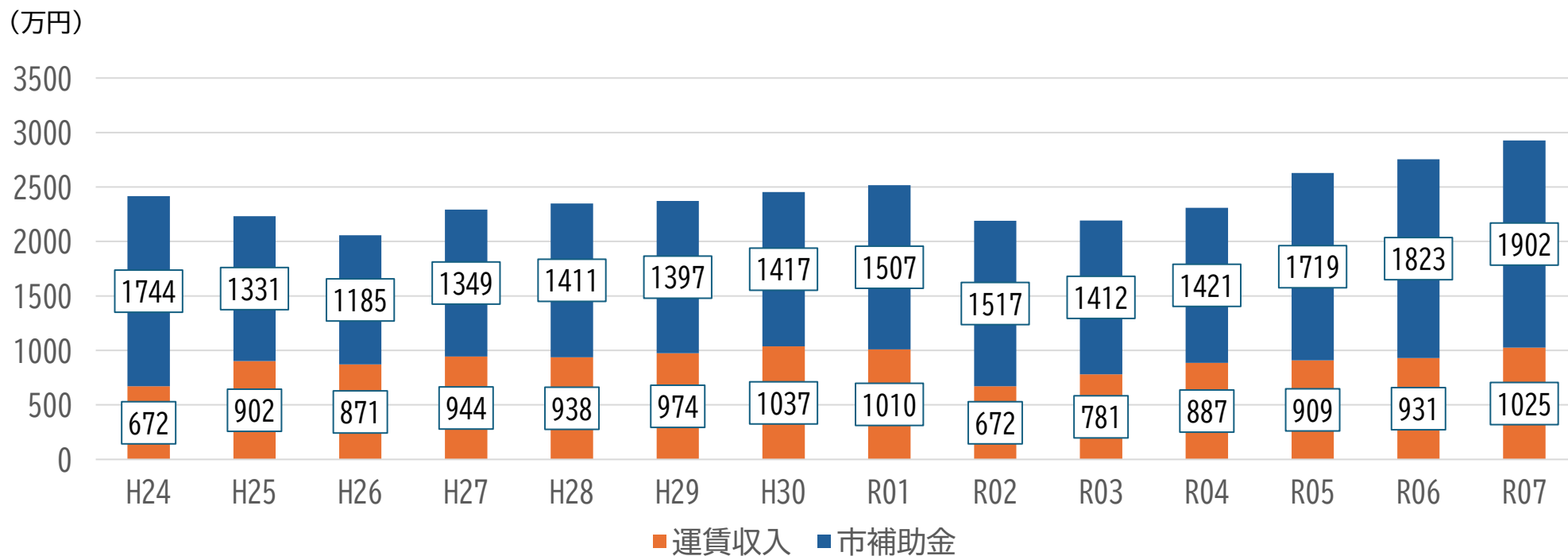


1. 市内循環バス「ヨッピー」の現状と課題



②運行経費の推移

近年の運行経費は、燃料費高騰や人件費の上昇などにより増加傾向にあり、令和7年度では過去最大の約2,927万円まで増大している。

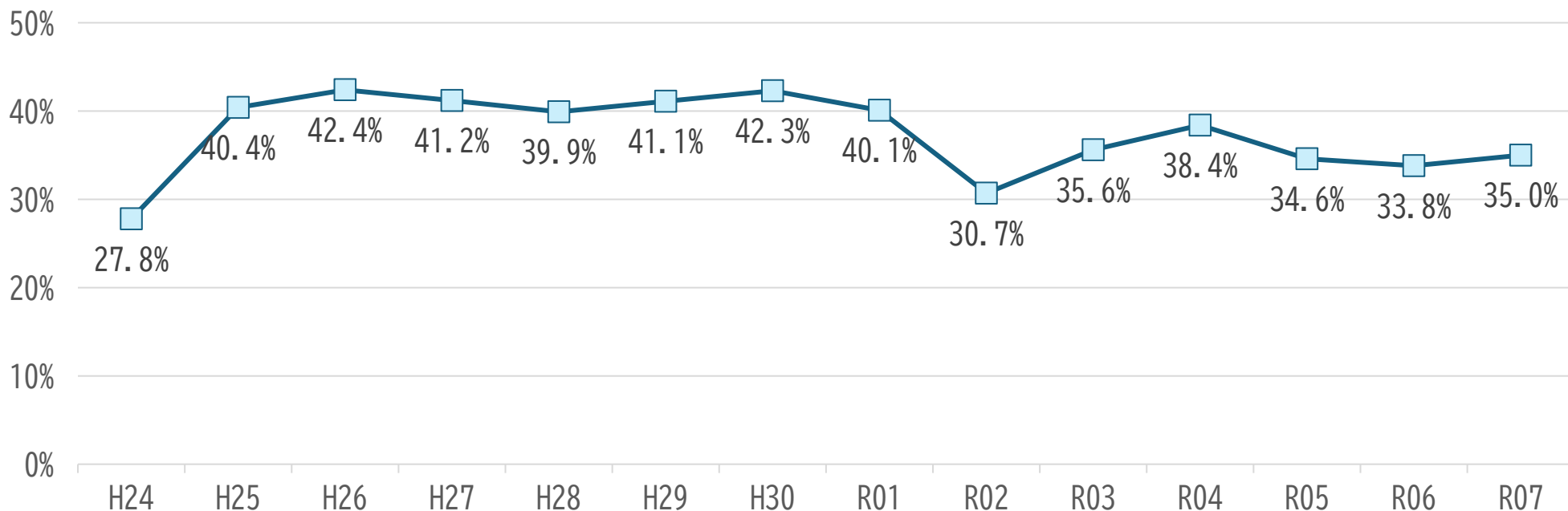


1. 市内循環バス「ヨッピー」の現状と課題



③収支率の推移

令和2年度以降、収支率は40%を下回る状況が続いており、運行経費に占める公費負担の割合が高くなっている。



1. 市内循環バス「ヨッピー」の現状と課題



課題について

①運転手の休憩時間の確保

令和4年12月に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の見直しが行われ（令和6年4月1日施行）、自動車運転者の時間外労働の上限が定められたほか、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」において、連続運転時間4時間毎に30分の休憩を確保することとなっています。

しかしながら、現在、走行ルートの渋滞等により、上記の基準を確保することが厳しい状況となっています。

②定時走行の確保

通勤・通学時間帯における走行ルートの渋滞等や、駅ロータリー内における一般車両によるバスの発着への支障により、ダイヤどおりの運行が厳しい状況となっています。

③収支率の改善

人件費の高騰等により、運行経費が増加し、令和7年度が約2,927万円となり、過去10年間で最も高くなっており、収支率も40%を下回る状況が続いています。

2. バス検討部会の設置について

①設置目的

公共交通空白地域の解消を目的とした市内循環バス「ヨッピー」を持続可能なものとするため、四街道市地域公共交通会議条例（以下「条例」という。）第8条に基づいた部会を設置する。

②設置根拠

四街道市地域公共交通会議条例 第8条

③協議事項

市内循環バス「ヨッピー」の現状の課題を改善するため、ダイヤ改正やルート変更などについて審議する。

2. バス検討部会の設置について



四街道市地域公共交通会議バス検討部会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「法」という。）及び四街道市地域公共交通会議条例（以下「条例」という。）第8条に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図るため、四街道市地域公共交通会議バス検討部会（以下「バス検討部会」という。）を設置し、その取扱いについて規定する。

（協議事項）

第2条 バス検討部会では、次に掲げる事項を協議する。

- （1）地域の実情に応じたバス等による適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- （2）前号のほか、四街道市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が必要と認める事項

2. バス検討部会の設置について

(組織)

第3条 バス検討部会の委員は、次に掲げる者のうちから交通会議の会長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 千葉県バス協会の代表
- (4) 千葉県タクシー協会の代表
- (5) 公募による市民
- (6) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 印旛土木事務所長又はその指名する者
- (8) 四街道警察署長又はその指名する者
- (9) 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (11) 市長が指名する者
- (12) その他交通会議の会長が必要と認める者

(庶務)

第4条 バス検討部会の庶務は、条例第9条の規定を準用する。

(運営)

第5条 この要綱に定めるもののほか、バス検討部会の運営に関し必要な事項は、バス検討部会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和8年7月23日から適用する。

3. 構成員（案）について



1	江守 央	要綱第3条 第1号	日本大学理工学部交通システム工学科 教授
2	鈴木 崇寛	要綱第3条 第2号	京成バス千葉イースト株式会社 総務部長
3	三上 達也	要綱第3条 第2号	京成バス千葉イースト株式会社 佐倉営業所 営業部営業課長代理 兼 総務部総務課長代理
4	成田 斉	要綱第3条 第3号	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
5	伊藤 恭子	要綱第3条 第5号	公募市民
6	土門 鈴子	要綱第3条 第5号	公募市民
7	福田 三千男	要綱第3条 第5号	公募市民
8	菅井 規	要綱第3条 第6号	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官
9	鈴木 将之	要綱第3条 第8号	四街道警察署 交通課長
10	植園 寿夫	要綱第3条 第10号	京成バス千葉イースト株式会社 労働組合 執行委員長
11	伊藤 智剛	要綱第3条 第11号	四街道市 地域共創部長
12	青木 洋昌	要綱第3条 第11号	四街道市 都市部長

【参考】道路運送法施行規則（抜粋）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - 六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

4. 今後の予定について

- 令和8年度 スケジュール -

月	内容	月	内容
4		10	バス検討部会（第1回）
5		11	地域公共交通会議（第2回） ※途中経過報告
6		12	
7	地域公共交通会議（第1回）	1	バス検討部会（第2回）
8		2	
9		3	

※部会での審議状況により、変更あり

※令和9年度の第1回公共交通会議までにとりまとめ、会議で報告後、議会報告、パブリックコメント、国への届け出の流れとなる。

四街道市地域公共交通計画実施事業進捗管理表 (令和 7 年度)

基本目標 1 地域の実情に応じた地域公共交通ネットワークの形成

【実施事業】

No.	実施事業	実施項目	実施期間					令和 7 年度実施内容		次年度に向けた課題や取組等
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	四街道市	交通事業者	
1	鉄道の利便性向上及び利用促進	利用者ニーズへの対応 鉄道事業者への要望活動 周知・P R 活動			検討・順次実施			千葉県 J R 複線化等促進期成同盟を通じて要望活動を実施するとともに、市政だよりや市ホームページを通じて利用促進に向けた周知・P Rを行いました。	【東日本旅客鉄道株式会社】 ・着席サービスの向上を目的とした朝時間帯に運転する特急「しおさい」の編成両数変更 ・防草シート敷設による景観向上、害虫駆除及びホーム上障害物解消による安全性確保	具体的なサービス改善について、鉄道事業者と連携して取り組みます。
2	高速バスの利便性向上及び利用促進	周知・P R 活動			実施			市政だよりや市ホームページを通じて利用促進に向けた周知・P Rを行いました。		具体的なサービス改善について、バス事業者と連携して取り組みます。
3	路線バスの利便性向上及び利用促進	運行路線の維持 乗り継ぎにおける利便性向上 周知・P R 活動		検討	実施	順次実施		市政だよりや市ホームページを通じて利用促進に向けた周知・P Rを行いました。	【京成バス千葉イースト株式会社】 四街道営業所(旧千葉内陸バス)エリアにおいて金額式 I C 定期券を導入。佐倉営業所(旧ちばグリーンバス)エリアでは既に導入済だったが、使用可能エリアが拡大された。	具体的なサービス改善について、バス事業者と連携して取り組みます。
4	タクシーの利便性向上及び利用促進	日本版ライドシェアの実施 周知・P R 活動			実施			市政だよりや市ホームページを通じて利用促進に向けた周知・P Rを行いました。	【有限会社ニュー千都タクシー】 新たなサービスを令和 8 年度に向けて本部と調整中	具体的なサービス改善について、タクシー事業者と連携して取り組みます。
5	地域運営型「グリーンスローモビリティ」の実証実験	新たな実証実験の実施			準備・実施			新たな実証実験に向けて、公募により地域を 1 地区選定しました。応募があった地域と実証実験開始に向けて協議・調整を行いました。	—	1 地区応募があったため、本格運行に向けて、令和 8 年度中に実証実験を行います。

【評価指標】

No.	指 標		現状値	実施値					目標値	備考
			令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度		
1	公共交通利用者数	鉄道駅の 1 日平均乗車人員 路線バスの 1 日平均乗車人員 市内循環バス「ヨッピー」の 1 日平均乗車人員 タクシーの 1 日当たりの利用者数	24,036人 12,700人 210人 908人	12,459人					現状値よりも向上	
2	バス運行路線数	路線バスの運行路線数 市内循環バス「ヨッピー」の運行路線数	17路線 1路線	17路線 1路線					現状値を維持	
3	グリーンスローモビリティの活用検討地域	新規実証実験地域	—	0 地域					1 地域以上	新規実証実験は実施していないが、令和 8 年度の実施に向けて実証実験地域の公募を行い、1 地区選定した。

基本目標２ 将来にわたって持続可能な地域公共交通の実現

【実施事業】

No.	実施事業	実施項目	実施期間					令和7年度実施内容		次年度に向けた課題や取組等
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	四街道市	交通事業者	
6	モビリティ・マネジメントの推進	公共交通に関する学習機会の創出	検討・順次実施					モビリティ・マネジメントに関する研修会に職員が参加し、情報収集を行いました。 実施に向けて、バス事業者及び教育委員会と協議を行いました。	—	引き続き、公共交通に関する学習機会の創出に向けた事業内容の検討を行います。
7	運転手の確保策の実施	運転手の確保策の実施	検討・順次実施					市政だよりや市ホームページを通じて公共交通事業者の採用情報を紹介しました。 地方創生臨時交付金を活用した単年度の事業として、地域公共交通事業者運転手確保補助金制度を新設し、申請の受付を行いました。	【京成バス千葉イースト株式会社】 バス会社の再編による採用施策の強化 【エミタスタクシーアスカ株式会社】 乗務員の積極採用 人材紹介会社等の活用 【有限会社ニュー千都タクシー】 人材紹介会社等の活用	運転手の確保に向けた企業説明会の企画や後援等、交通事業者と連携して運転手確保策の実施に取り組めます。
8	環境負荷の軽減に配慮した活動の推進	市役所におけるエコ通勤の推奨	実施					市役所内において、毎月第2金曜日をチャレンジデーとするエコ通勤の推奨活動（エコ通勤チャレンジ）を新たに開始しました。また、市内事業所を対象とした周知用チラシを作成しました。	—	継続して市職員や市内事業所に対してエコ通勤の周知・啓発を行い、自家用車での通勤から、鉄道やバス等による通勤への転換を推進します。
		市内事業所へのエコ通勤の周知	実施							
9	補助金等の活用による路線の維持	地域間幹線系統の維持	実施					吉岡線を運行する事業者に、生活交通路線維持費補助金を交付しました。	【京成バス千葉イースト株式会社】 国の地域間幹線系統補助金の申請手続きを行いました。が、補助要件を満たすことができなかったため、補助金活用に向けて市町村と協議を進めます。	国の地域間幹線系統補助金活用に向けて協議を進めます。
10	市内循環バス「ヨッピー」の利便性と効率性の向上	運行サービスの見直し	検討	調整			実施	収支の改善を図るため、地域公共交通会議運賃協議部会を設置し、市内循環バス「ヨッピー」の運賃改定について協議を行いました。パブリックコメントの意見を踏まえた上で、令和8年4月1日から普通運賃を大人200円（小児100円）、10月1日から障がい者運賃を普通運賃の半額に改定します。		障がい者運賃の有料化に関して、運賃改定後に混乱が生じないよう、福祉部局と連携して周知を行います。また、更なる収支改善に向けて、運行ダイヤや運行ルートの見直しに取り組めます。
11	市内循環バス「ヨッピー」の車両更新	バス車両の更新	実施					市内循環バス「ヨッピー」の運行事業者と協力しながら、令和7年度に車両の更新を実施しました。		適切な車両管理を通じて、引き続き安全な輸送確保に取り組めます。

【評価指標】

No.	指 標		現状値	実施値				目標値	備考
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
4	利用促進に向けた取組	モビリティ・マネジメント施策の実施回数	—	0回					年1回以上 実施はしていないが、令和8年度の実施に向けて、バス事業者及び教育委員会と協議を行った。
5	運転手確保に向けた取組	就職説明会等の後援・共催回数	—	0回					年1回以上 就職説明会の後援・共催等は実施していないが、令和8年度の就職説明会の実施に向けて、交通事業者と協議を行った。
6	補助対象バス路線の収支率	市内循環バス「ヨッピー」の収支率 生活交通路線「吉岡線」の収支率	34.6% 30.1%	35.0% 31.0%					現状値よりも向上
7	補助対象バス路線の行政負担額	市内循環バス「ヨッピー」の行政負担額 生活交通路線「吉岡線」の行政負担額	1,719万円 500万円	1,902万円 500万円					現状値を維持

基本目標3 誰もが利用しやすい地域公共交通の環境整備

【実施事業】

No.	実施事業	実施項目	実施期間					令和7年度実施内容		次年度に向けた課題や取組等
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	四街道市	交通事業者	
12	交通結節点の機能強化	交通結節点の機能強化	検討・調整・実施					駅自由通路へ英語版の公共交通マップを設置するため、公共交通マップ作成委託に関する仕様書の作成や見積の徴取を行いました。また、印刷に関して、広告収入を活用した公費負担の少ない実施方法を検討しています。	【東日本旅客鉄道株式会社】 ・電光掲示板交換により、赤・緑・橙の色をカラーユニバーサルデザインを考慮した色に調整 ・多言語による特急、施設、マナーに関する自動放送案内実施	地域公共交通に関する案内看板の多言語表記化等について、検討を行います。
		多言語表記化の推進	検討・調整・実施							
13	公共交通マップの作成・配付	公共交通マップの作成・配布	検討	準備	実施			公共交通マップの作成に向けて、委託に関する仕様書の作成や見積の徴取を行いました。	—	日本大学の交通まちづくりに取り組む学生と連携し、公共交通マップを作成します。
14	オープンデータの利活用に向けた検討	オープンデータの利活用	協議・調整		検討・実施			市内循環バス「ヨッピー」について、標準的なバス情報フォーマット化に向けたデータ整備を行いました。Google乗換案内チームとの協議・承認を経て、9月よりGoogleマップで調べることが可能となりました。あわせて、オープンデータを市ホームページ上で公開しました。	—	オープンデータを適正に管理しながら、更なる利活用に向けた検討を行います。
15	公共交通空白地域などにおける新たな移動手段の確保	手引き作成	実施					国のガイドライン等を参考に「コミュニティ交通導入の手引き」の作成を進めるほか、福祉部局が所管する地域支えあい推進会議に参加し、地域の移送（生活支援）に対する現状と課題について、地域の代表者等と意見交換を行いました。	—	福祉との連携や地域との協働により、地域の課題解決に継続的に取り組みます。
		新たな生活交通の確保	検討・調整・実施							
16	福祉有償運送の担い手育成	福祉有償運送に係る講習会の実施	検討・準備	実施			令和8年度以降に福祉有償運送運転者講習会が開催できるよう関係団体と調整を進めていきます。	—	福祉有償運送運転者講習会の開催に向け、関係団体と連携し取り組みます。	

【評価指標】

No.	指 標		現状値	実施値					目標値	備考
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
8	利便性向上に向けた取組	交通結節点の整備箇所数	—	0箇所					2箇所	具体的な整備は行っていないが、駅前ロータリーの状況を把握するため、ロータリーの交通量調査を実施した。
9	地域公共交通に関する情報の提供	公共交通マップの発行	—	0回					1回以上	マップの発行はしていないが、令和8年度の作成に向けて、日本大学の学生と協議を行った。
10	日常の移動のしやすさ	外出時に「困ることはない」人の割合	41.2%	—					現状値よりも向上	令和10年度に市民意識調査を実施予定のため、令和7年度の実施値はなし。

四街道駅前ロータリー交通量調査 結果

1. 調査概要

実施日：令和7年10月27日（月）、30日（木） 各日7：00～8：00、19：00～20：00

1-1. 目的

令和6年度第1回地域公共交通会議において、JR四街道駅ロータリーの迷惑駐車防止についての要望があり、路線バスの定時運行の遵守や未然に事故を防止するために調査を実施し、今後の方針を検討することを目的とする。

1-2. 調査項目

- ・乗用車が駅ロータリー内に進入した台数調査
- ・バスの運行に支障が生じるおそれまたは生じた車両の台数調査
→具体的な目安
 - (ア)バス停付近での駐停車による発着妨害がある場合
 - (イ)進入・退出経路をふさいでいる場合
 - (ウ)一般乗降場以外での長時間（10分以上）の停車

【位置図】



四街道駅前ロータリー交通量調査 結果

1. 調査概要

1-3. 調査時におけるバスの運行状況(高速バスを含む)

	7 : 00～8 : 00	19 : 00～20 : 00
北口1番のりば	8本	4本
北口2番のりば	5本	6本
北口3番のりば	10本	4本
北口4番のりば	2本	0本
北口合計	24本	14本
南口1番のりば	0本	0本
南口2番のりば	5本	2本
南口3番のりば	6本	3本
南口合計	11本	5本



2. 調査結果

2-1. 乗用車が駅ロータリー内に侵入した台数

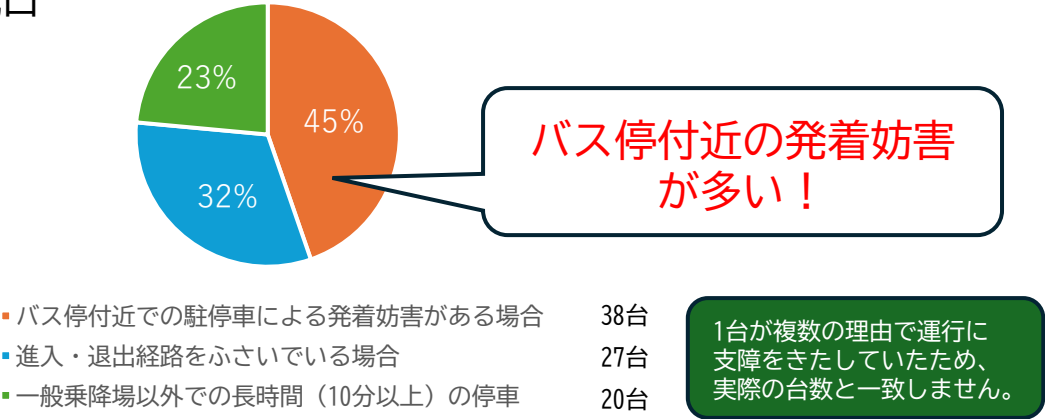
	北口		南口	
	10月27日	10月30日	10月27日	10月30日
7：00～8：00	217台	220台	334台	342台
19：00～20：00	115台	120台	151台	145台

2-2. バスの運行に支障が生じるおそれまたは生じた車両の台数調査

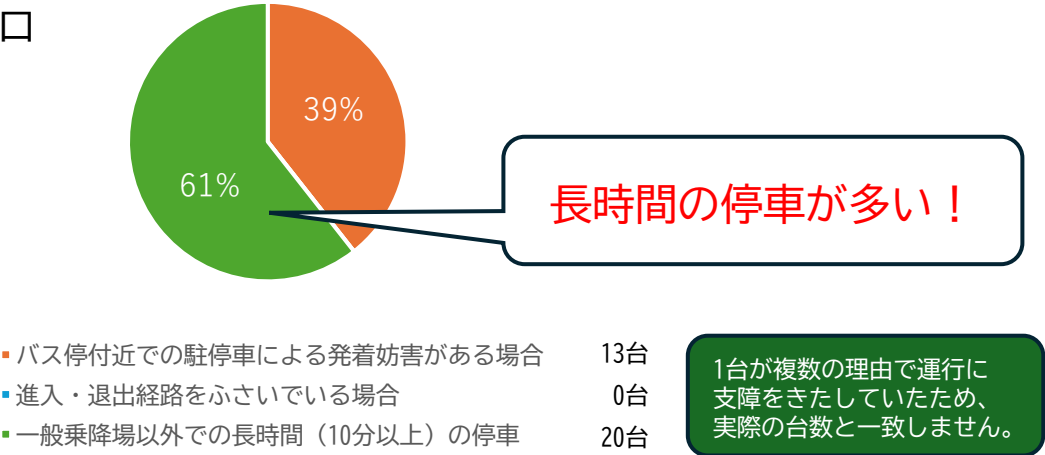
	北口		南口	
	10月27日	10月30日	10月27日	10月30日
7：00～8：00	18台	13台	5台	7台
19：00～20：00	27台	17台	8台	13台

2-3. 運行に支障が生じた理由の主な内訳

北口



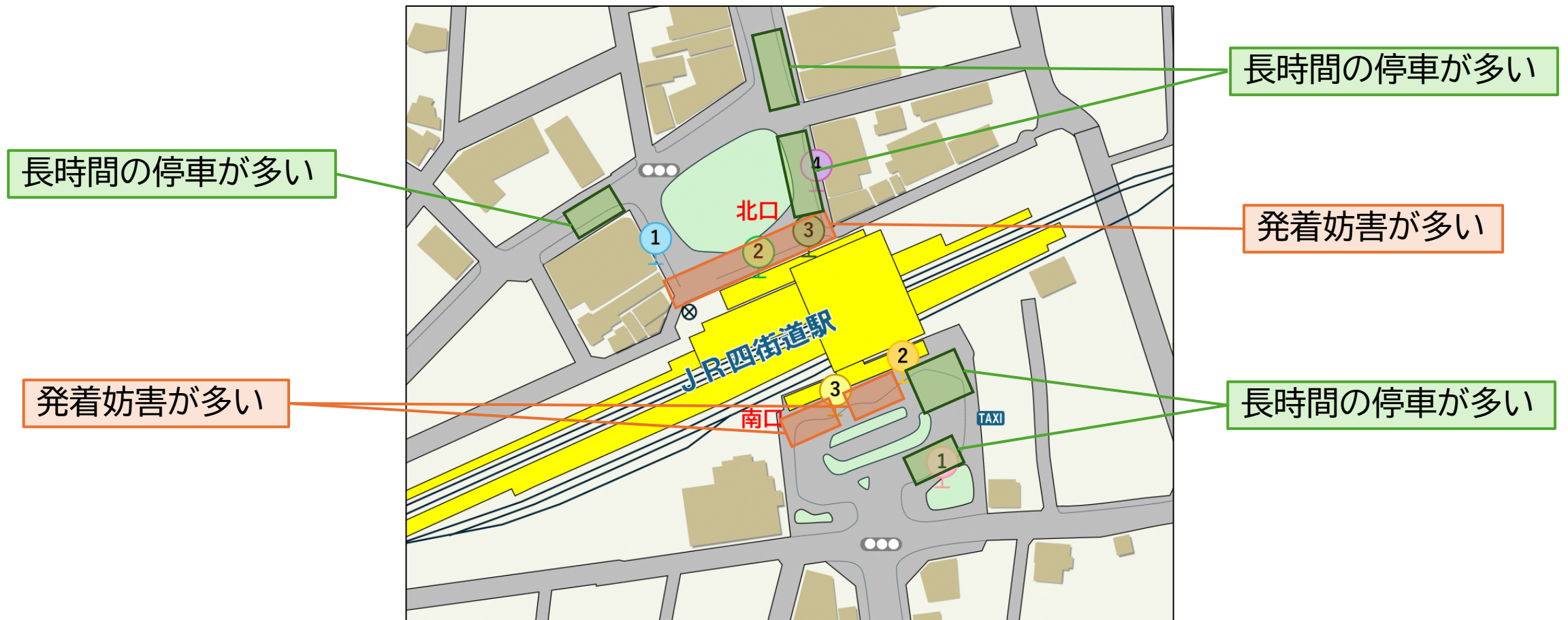
南口



2. 調査結果

2-4. 運行に支障が生じた主なエリア

【位置図】



3. まとめ

3-1. 四街道駅ロータリー内の主な混雑の原因

- ・一般車が頻繁にロータリー内で乗降している
- ・ロータリーの構造が利用実態に合っていない
- ・駐停車禁止エリアが分かりにくい
- ・利用者のマナー・ルール認識不足

3-2. 対応の方向性（基本的な考え方）

- ・ロータリーの構造変更は難しいため、運用改善で対応
- ・バス優先の運行環境を確保
- ・利用者の理解・協力を得ながら混雑緩和を図る

3-3. 具体的な対策（案）

- ① 表示・案内強化
交通環境の改善に向けた標識・路面標示を設置
- ② 周知・啓発
チラシ・SNS等で利用者へ注意喚起
- ③ 関係機関との連携強化
交通事業者・警察との情報共有、停車車両への指導



3-4. 期待される効果

- ・バスのロータリー内における円滑な進入、出発の確保
- ・公共交通を利用する方の安全性向上
- ・苦情の減少
- ・交通事故リスクの減少
- ・地域と連携した将来的な交通環境改善の基礎づくり

4. 市の具体的な取り組み

4-1. 表示・案内の強化（土木課）

四街道駅北口ロータリーの区画線引き直し（令和8年2月28日実施済）。

4-2. 周知・啓発（くらし安全交通課）

以前から実施しているホームページでの周知・啓発だけでなく、市政だよりにおいても道路交通法やバス停付近の駐停車に関する周知・啓発を行う。

4-3. 関係機関との連携強化（四街道市）

必要に応じて交通事業者・警察との情報共有。警察と連携し停車車両への指導。